

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案 概要

趣旨

- 物価の高騰の影響を受けた生活者等に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、令和5年度の補正予算により、重点支援地方交付金が追加された。
この補正予算による住民税非課税世帯等に対する7万円を上限とする給付金については、その対象者自らが使用することができるよう差押えを禁止する等の必要がある。
- また、今後も、物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として、国の交付金等を財源として地方公共団体から支給される給付金についても、同様に差押えを禁止する等の必要がある。

一 差押禁止等・非課税の対象

○ 物価高騰対策給付金

- ① 物価が高騰している状況に鑑み、令和5年度補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、住民税非課税世帯等に対し7万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村から支給される給付金
- ② ①のほか、イ及びロに該当する給付金で、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにする必要があるものとして省令で定めるもの
 - イ 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるもの
 - ロ イの支援を必要とする個人又は世帯として省令で定めるものに対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金等を財源として地方公共団体から支給されるもの

二 差押禁止等

- 1 物価高騰対策給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。
- 2 物価高騰対策給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

三 非課税

租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四 施行期日

公布の日から施行する。